

筑西広域市町村圏事務組合環境センターの設置及び管理に関する条例

昭和 51 年 12 月 13 日

条例第 8 号

改正 昭和55年 2 月 26 日 条例第 5 号 平成10年 3 月 31 日 条例第 4 号
平成15年 3 月 28 日 条例第 9 号 平成17年 3 月 28 日 条例第 3 号
平成25年 2 月 13 日 条例第 3 号

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物を処理するため清掃処理施設を設置する。

(名称、位置)

第 2 条 清掃処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 筑西広域市町村圏事務組合環境センター

位置 茨城県筑西市下川島 658 番地

(職員)

第 3 条 環境センターに所長その他必要な職員を置く。

(技術管理者の資格)

第 4 条 法第 21 条第 3 項の規定による資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者
- (4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第 5 条 この条例に定めるものを除くほか、環境センターの管理運営その他必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 55 年 2 月 26 日 条例第 5 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日 条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日 条例第 9 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日 条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 13 日 条例第 3 号）

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。